

武田薬品新研究所の実験動物焼却炉建設に関する陳情

< 陳情の趣旨 >

、現在建築がすすめられている武田薬品工業(株)新研究所には実験動物焼却炉の併設が予定されています。同研究所では、マウス、ラットなどの小動物の他、犬、猿などの大型動物が、動物実験に使用され、実験が済めば殺され、死骸は焼却炉で燃やされます。実験動物の数は、武田薬品は企業秘密と言って公表しませんが、武田の全実験棟15棟の内7棟が動物実験棟という大規模な施設の大きさから、マウス換算で数十万匹が飼育され、また、1日1.8tという焼却炉の能力からして焼却される実験動物の数もマウス換算で1日数万匹にも上るものと推定されます。

、かかる大規模な動物実験焼却炉であるにも拘わらず、同焼却炉建設予定場所は、隣接地の境界より20数m位しか離れておりません。同焼却炉で焼却される実験動物は、病原菌や病原体が接種され、様々な創薬薬物やRI放射性物質が注入され、焼却後も排出される煤煙にはダイオキシンや有害な化学薬品、放射性物質が含まれ、更に悪臭が地域に蒔き散らされます。かかる実験動物焼却炉の悪臭や煤煙による近接する民家、病院、学校、福祉施設にあたる健康上の被害、精神的ストレスは多大なものがあり、住民らは平穩に暮らせなくなる不安でいっぱいです。このような環境の悪化は、住民にたいする重大な人権侵害と言わなければなりません。

、武田薬品は、実験動物焼却炉は一般ごみ焼却炉と同じであるとして、住民の苦情を聞き入れようとしていません。しかし、実験動物の死骸は一般廃棄物焼却場の法令が想定するごみとは異なります。国には動物死骸の焼却場所を定めた化製場等に関する法律があり、神奈川県には条例、藤沢市には同法律の施行細則があり、鎌倉市には動物霊園の指導要綱があり、焼却場所の立地条件や炉の構造等が定められています。一般ごみ焼却炉と異なる実験動物焼却炉は、公衆安全上からも、このような動物焼却の法令等に準じて処置されるべきです。人間の健康維持の為に犠牲となる大量の実験動物が、用済みとなれば命を絶たれ、多くの人の目にふれる場所で、それと分かる煙と臭いを出しながら、ごみとして燃やされ、捨てられる一連の事態に、心を痛めない者はありません。

、これらの法律、条例、指導要綱では、公衆衛生上の観点から動物焼却炉を設置すべきではない場所として、

・人家が密集している場所

・学校、病院その他これに類する施設から300m以内の場所

・鉄道、国道、県道その他交通の頻繁な公道から300m以内の場所

等々が上げられ、「人目に触れにくい場所で、付近の住民に生活環境への影響を与えないような場所に設置する」よう求められています。

しかるに、今回武田薬品が設置しようとしている実験動物焼却炉の建設予定場所は、隣接地との境界からわずか20数mしか離れていない研究所敷地内にあり、法律、条例、指導要綱に照らし、実験動物の焼却炉が建てられてよい場所ではありません。

かかる事由により、下記事項について陳情致します。

< 陳情事項 >

住民の生活環境並びに公衆衛生上、人口密集地に大規模な実験動物焼却炉は、法的にも不適切なので、武田薬品工業に対し、人目につく同社研究所敷地内に於ける動物焼却炉の建設計画を見直すよう、藤沢市に行政指導を求めて頂くこと。

2009年 11月 25日

陳情代表者

藤沢市 小林 麻須男

陳情者

藤沢市民 10名

藤沢市議会議長

山口 幸雄 殿